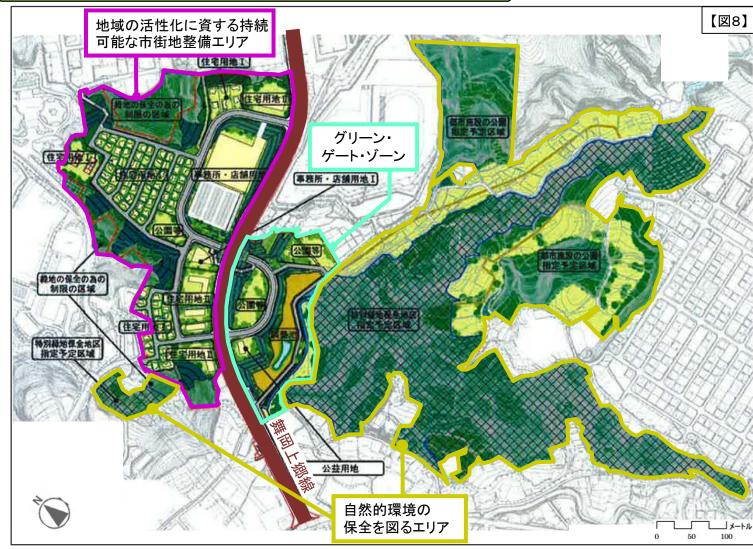
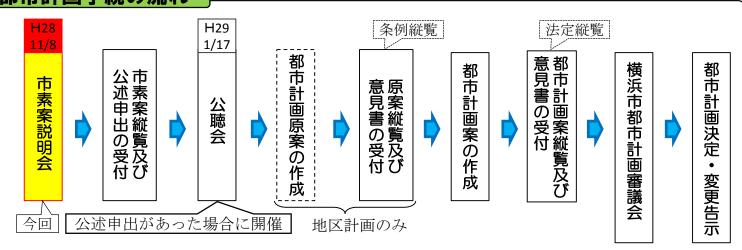
## <参考> 都市計画提案による土地利用計画の概要



## 都市計画手続の流れ



## 問合せ先

- ◆計画内容、地区計画等について:横浜市都市整備局地域まちづくり課 (〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 市庁舎6階 TEL:045-671-2667)
- ◆公園、特別緑地保全地区について:横浜市環境創造局緑地保全推進課 (〒231-0016 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル6階 TEL:045-671-3534)
- ◆都市計画手続について:横浜市建築局都市計画課 (〒231-0012 横浜市中区相生町3丁目56番地の1 JNビル14階 TEL:045-671-2657) 都市計画課ホームページ http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/



#### 横浜市からのお知らせ



## 都市計画市素案説明会のお知らせ

~栄上郷町猿田地区における都市計画決定及び変更について~

平成26年1月、都市計画法第21条の2に基づき、栄上郷町猿田地区における区域区分(線引き)、地区計画、公園及び特別緑地保全地区等の決定及び変更についての都市計画提案を受理しました。この提案について、横浜市都市計画提案評価委員会において「提案された区域区分の変更や地区計画等の内容に一部修正を加えた上で、都市計画の決定及び変更をする必要がある」と判断したため、平成27年11月に都市計画市素案(案)説明会を開催し、様々なご意見をいただきました。これらのご意見を踏まえ、都市計画市素案を作成しました。

この都市計画市素案の内容や今後の手続について説明するため、説明会を開催します。

## 都市計画市素案説明会

## ○日 時

平成28年11月8日(火) 午後7時開始(開場午後6時30分)

### ○会 場

栄公会堂 講堂(横浜市栄区桂町279-29) JR根岸線:本郷台駅から徒歩9分

※事前の申込は不要です。

当日、直接会場へお越しください。

※駐車場の用意はありません。

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



## 都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

縦覧期間: 平成28年10月25日(火)から平成28年11月22日(火)まで(土・日・祝日を除く)

縦覧場所:建築局都市計画課(受付時間:午前8時45分から午後5時15分まで)

※栄区役所区政推進課及び港南区役所区政推進課で、都市計画市素案の写しを閲覧できます。 (区役所での受付時間:午前8時45分から午後5時まで)

※都市計画課ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

公述申出:縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述申出ができます。 公述申出書は、縦覧期間中に都市計画課ホームページから電子申請をご利用いただくか、

都市計画課へ郵送又は持参してください。 (平成28年11月22日(火)必着)

- ※公聴会とは、都市計画市素案の内容について、関係住民及び利害関係人が横浜市に対して、 公開の場で意見を述べるために開催します。
- ※公述申出書は、縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、都市計画課ホームページから ダウンロードできます。
- ※10名を超える申出があった場合には、抽選を行います。

## 公聴会(公述申出があった場合に開催)

日 時: 平成29年1月17日(火) 午後7時開始(開場午後6時30分)

会 場·栄公会堂 講堂

- ※傍聴は申込不要です。当日、直接会場へお越しください。
- ※公聴会開催の有無は、11月25日(金)以降に都市計画課ホームページでご確認いただくか、 電話でお問合せください。

申申へも回りてくたらく

## 1 区域区分(線引き)等



## (1)区域区分(図2参照)

舞岡上郷線北西部の「市街化調整区域」を「市街化 区域」に変更します。

#### 【区域区分(線引き)とは】

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することをいいます。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域のことです。

#### (2)**用途地域**(図2参照)

「指定なし」を、「第一種低層住居専用地域(容積率80%、建ペい率50%)」及び「準住居地域(容積率200%、建ペい率60%)」に変更します。

#### 【用途地域とは】

都市機能の増進、住環境の保護等を目的とした土地 の合理的利用を図るため、建築物の容積率や建ペい率、 用途等を定めている地域のことです。

## (3)高度地区(図2参照)

「指定なし」を、「最高限第1種高度地区(最高高さ10m)」及び「最高限第4種高度地区(最高高さ20m)」に変更します。

#### 【高度地区とは】

市街地の環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定める地区のことです。

#### (4)防火地域及び準防火地域(図2参照)

「指定なし」を、一部「準防火地域」に変更します。

#### 【防火地域及び準防火地域とは】

市街地における火災の危険を防ぐため、建築物の規模に応じて耐火建築物等にする必要がある地域のことです。

#### (5)**緑化地域**(図2参照)

「指定なし」を、「緑化地域」に変更します。

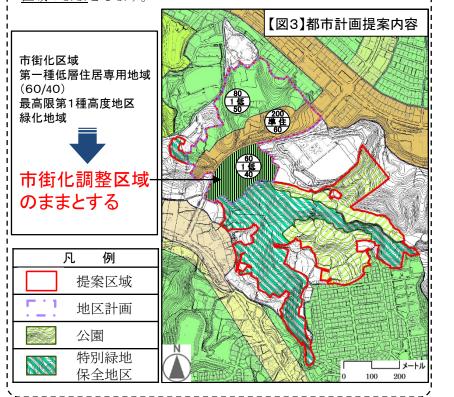
#### 【緑化地域とは】

良好な都市環境を形成するため、建築物の緑化率の 最低限度を定めている地域のことです。横浜市では、 敷地面積が500㎡以上の建築物の新築等を行う場合、 敷地面積の10%を緑化することとしています。



## 提案から市が修正した主な内容

舞岡上郷線の南東部については、円海山周辺緑地への玄関口に ふさわしい役割が期待されるため、区域区分、用途地域、高度地 区、防火地域及び準防火地域、緑化地域を変更せず、<u>市街化調整</u> 区域のままとします。



## 3 公園及び特別緑地保全地区

#### (1)公園(図6参照)

#### ①瀬上自然公園

上郷町小川アメニティのある谷戸部に残された自然的環境および円海山周辺地区に連なる良好な緑地への導入部の緑地を永続的に保全するとともに、市民が多様な動植物や豊かな自然環境に親しみ、レクリエーションの場として利活用するため、特殊公園(風致公園)として追加します。

<b></b>	名	 5称	<b>位</b> 罗	面積	
種別	番号	公園名	位置		
特殊公園	7 • 3 • 1502	瀬上自然公園	栄区上郷町地内	約3.7ha*1	

#### ②上郷里山公園

樹林地と農地が点在する里山的景観として、旧来より営まれ、保全されてきた自然環境を市民が身近に農にふれあえる場として利活用するとともに、緑地を永続的に保全するため、特殊公園(風致公園)として追加します。

種別	名	3称	<b>位</b>	面積	
	番号	公園名	位置		
特殊公園	7 • 4 • 1503	上郷里山公園	栄区上郷町及び東上郷町地内	約4.1ha	

\*1 提案区域を精査した結果、提案区域内の道路を除外したため、提案から面積を変更しています。

#### (2)特別緑地保全地区(図7参照)

#### ①上郷町石原特別緑地保全地区

本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観や多様な動植物の生息地・生育地としての自然環境を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

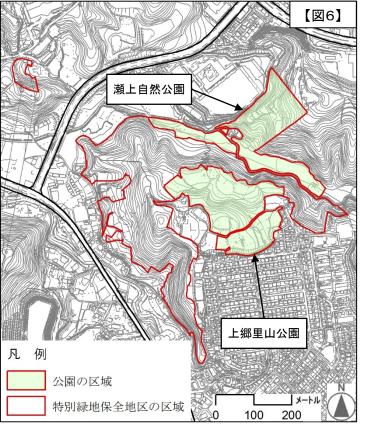
名称	面積
上郷町石原特別緑地保全地区	約10.9ha*2

#### ②上郷町深田特別緑地保全地区

本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

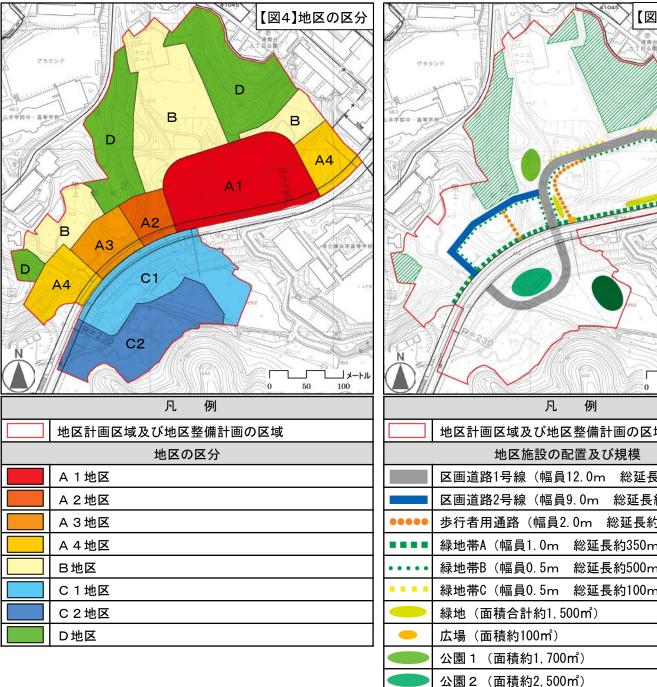
	面積
上郷町深田特別緑地保全地区	約0.3ha*2

\*2 提案区域を精査した結果、提案から面積を変更しています。





※この資料は、都市計画の主な内容を分かりやすく記載しています 2 地区計画(3/3) 正確な区域等の内容については、縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認くださし



# 【図5】地区施設等 地区計画区域及び地区整備計画の区域 区画道路1号線(幅員12.0m 総延長約500m) 区画道路2号線(幅員9.0m 総延長約200m) 步行者用通路(幅員2.0m 総延長約140m) 緑地帯A (幅員1.0m 総延長約350m) 緑地帯B(幅員0.5m 総延長約500m) 緑地帯C(幅員0.5m 総延長約100m)

公園3 (面積約2,500㎡)

樹林地、草地等

土地の利用に関する事項

## 提案から市が修正した主な内容

- 1 提案書に示された施設整備のイメージに沿った、より適切な地区面積を確保するため、**A2地区及びA3地区の地 区の区分の境界位置を変更する**とともに、両地区の面積を修正します。
- 2 開発許可の基準により、地区施設の**区画道路 2 号線の幅員を変更**します。
- 3 地区ごとの特性を考慮した緑地帯とするため、地区施設の緑地帯Bの一部を緑地帯Cに修正します。また、各緑地 帯が出入口で一部分断されることを想定した記述を追加します。
- 4 A4地区の北側の一部に第一種低層住居専用地域があることから、**第一種低層住居専用地域に面する区域境界から の斜線制限を追加**します。
- 5 地形地物等の明確な位置確定及び隣接敷地の状況を考慮し、地区計画の区域、地区整備計画の区域及び樹林地・草 地等の区域を変更します。
- 6 建築物の用途の制限について、地区ごとの建築物等の整備の方針を担保するため、より適切な制限内容に向け、追 加、削除及び修正します。
- 7 建築物等の形態意匠の制限について、周辺環境への影響を考慮し、マンセル値による制限、屋外広告物に対する制 限及び生物の生息環境への配慮を追記します。<br/>
- 「地区計画の名称」、「地区計画の目標」、「区域の整備、開発及び保全に関する方針」及び「地区整備計画」の 内容をより適切な文言に修正します。

## 2 地区計画(1/3) ※この資料は、都市計画の主な内容を分かりやすく記載しています。 正確な区域等の内容については、縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください

	 名称	**   栄上郷町地区地区計画
	位置	大工場的地区地区的區
	面積	約12.5ha
i	也区計画の目標	本地区は、JR根岸線港南台駅から約1kmの徒歩圏であるとともに、都市計画道路3・4・3号環状4号線 (以下「環状4号線」という。)沿いに広がる栄区東上郷町、桂台、庄戸、野七里などの郊外型住宅地との結 節点に位置している。 地区内には、都市計画道路3・3・11号環状3号線(以下「環状3号線」という。)と環状4号線を結ぶ幹 線道路であり、横浜市都市計画マスタープラン栄区プランにおいて、「区南東部から港南台駅に向かう主要な ルート」として位置付けられている都市計画道路3・3・14号舞岡上郷線(以下「舞岡上郷線」という。)が 縦断し、周辺地区における交通網の骨格軸となっている。 さらに、本地区は、生物多様性横浜行動計画(ヨコハマbプラン)において、「横浜つながりの森」として 位置付けられており、円海山周辺緑地への玄関口としての役割が求められている。 こうした立地特性を生かし、商業・医療・福祉施設等の用途を誘導し、円海山周辺緑地への連続性と生物多 様性に配慮した緑豊かで周辺環境と調和する良好な景観を有する市街地を形成するとともに、円海山周辺緑地へのかう玄関口としてふさわしい土地利用を行うことを目標とする。
国域の整備   開発及で得当に関するブ金	D M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	地区計画の目標を実現するため地区を8区分し、土地利用の方針を次のように定める。 1 A1、A2地区 本地区のにぎわいの中心拠点としての生活利便機能、舞岡上郷線沿道の地域住民のための医療・福祉機能を主体とし、災害時には災害支援等の拠点として機能する各種施設及び商業施設の立地を図る。 2 A3地区 多世代の居住に資する共同住宅等の中高層住宅を主体とした住宅地の形成を図るとともに、舞岡上郷線に沿って地域住民の生活利便の向上のための店舗等の立地を図り、にぎわいのある街並みを形成する。 3 A4地区 周辺の環境に配慮しながら、多世代の居住に資する良好な中高層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。 4 B地区 舞岡上郷線沿道の後背地に、緑豊かで周辺環境と調和した戸建住宅等を主体とした良質な低層住宅等の立地を図る。 5 C1地区 地域の住民の多様な活動に資する公園を整備するとともに、隣接する都市施設の公園及び特別緑地保全地域の住民の多様な活動に資する公園を整備するとともに、隣接する都市施設の公園及び特別緑地保全地区への玄関口として、緑の利用を高める公益的な施設などの立地を図る。 6 C2地区 生物多様性に資する生物生息・生育環境を確保するとともに自然学習の場となる親水空間の創出を図る。 7 D地区 良好な樹林地・緑地を保全し、緑豊かな環境を維持する。
	地区施設の整備の方針	快適で安全な歩行者空間等を確保し、緑の空間を形成するため、地区施設の整備方針を次のように定める。 1 舞岡上郷線から地区内へのアクセス性の向上を図るとともに歩行者の安全性を確保するため、歩道を備えた区画道路 1 号線及び区画道路 2 号線を整備する。 2 高低差がある地区内を誰もが円滑に往来できるよう、バリアフリー化した歩行者用通路を整備する。 3 幹線道路沿いや歩道沿いに緑豊かで潤いのある空間を形成するため、舞岡上郷線西側の区域に緑地帯A、緑地帯B、緑地帯C及び緑地を整備する。 4 バスの乗降者の安全性を確保するとともに、緑地や緑地帯との緑の連続性に配慮した歩行者の休憩の場として広場を整備する。 5 多世代の住民の休憩、語らいの場、子供の遊び場となり、災害時には一時的に避難場所となりうる公園 1公園 2 及び公園 3 を整備する。 土地利用の方針により区分した地区ごとに、建築物等の整備を誘導するため、建築物の用途の制限、建築物
	建築物等の整 備の方針	工地利用の方針により区分した地区ことに、建業物等の整備を誘導するため、建業物の用途の制限、建業物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等   の形態意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。
	緑化の方針	地区計画の目標を実現するため、緑化の方針を次のように定める。 1 視認性が高く、緑豊かで潤いのある緑化を積極的に推進する。 2 植栽については、地域特性に応じた生物の良好な生息・生育環境に配慮した緑化を行う。 3 良好な自然的環境を形成するため、既存樹木の保存や表土の保全に努める。 4 建築物の敷地内の緑化、緑地及び緑地帯による連続的な緑の広がりを有する景観を形成する。 5 舞岡上郷線沿いには、高木を配置し量感のある緑化を行い、区画道路沿いには季節を感じられるような高木、中低木を織り交ぜた潤いのある緑化を行う。 6 建築物や擁壁等と隣接する部分については、建築物や擁壁等の圧迫感の軽減に資する緑化に努める。
	樹林地、草地 等の保全に関 する方針 【図5参照】	良好な自然的環境を形成している緑地の保全を図るため、樹林地、草地等の保全に関する事項を定める。 また、当該樹林地、草地等の保全上かつ防災上必要な行為については、自然的環境の保全と斜面の安全性確保が両立する工法を検討、選定するとともに、当該行為で改変した部分については、将来的に周辺の自然的環境と一体となるような復元緑化を行うものとする。
地区		区画道路1号線(幅員12.0m 総延長約500m)、区画道路2号線(幅員9.0m 総延長約200m)
区型价言	<ul><li>★ 地区施設の</li><li>・ 配置及び規模</li><li>・ 【図5参照】</li></ul>	歩行者用通路(幅員2.0m 総延長合計約140m (計2カ所)) 緑地帯A(幅員1.0m 総延長約350m)、緑地帯B(幅員0.5m 総延長約500m)、緑地帯C(幅員0.5m 総延長約100m)、緑地(面積合計約1,500㎡)
Ē		広場(面積約100㎡)、公園 1 (面積約1,700㎡)、公園 2 (面積約2,500㎡)、公園 3 (面積約2,500㎡)

	ULE 6 57			対  田中に鞭見(関見)物が ここ唯能へたる		Leuks			
地建	地区の 名称 日 区分 面積	A 1 地区 約1.9ha	A 2地区 約0.4ha		<u>A 4 地区</u> 約1.1ha	B地区 約2.8ha	C 1 地区  約1.6ha	C 2 地区 約1. 5ha	D地区 約2.6ha
する事項	建築物の用途の制限	で い 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 る	を物以外の建築物は、建築してはならな 官 保育所、福祉ホーム スは自転車駐車場 公衆電話所その他公益上必要なもの ンター、児童厚生施設	次に掲げる建築物は、建築物は、 建築物は、東連を20㎡の長年では では、1 では、東地では、東地では、東地では、 では、1 では、大田では、東地では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田	次に掲げる建築物は、建築してはない。 1 住宅(住戸 の	次に掲げる建築物以 外の建築物は、建築 1 住宅(住戸数が、 1 住宅(住戸数が、 動地面積を50㎡で除 した数以上の長屋を 除く。) 2 兼用住宅 3 共同住宅(住戸数	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 事務所 2 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 3 図書館 4 展示場(床面積200㎡以内) 5 巡査派出所、公衆電話所その他公益上必要なもの 6 店舗、飲食店(床面積150㎡以内)	次に掲げる建築 物以外の建築物は、 建築してはならない。 1 巡査派出所、 公衆電話所その 他公益上必要な	
	建築物の容積率 の最高限度	10分の20		一次の中グッググラグでは、。)		10分の8	10分の6	1	_
	建築物の敷地面 積の最低限度	10, 000 m²	500 m²			150m²	500m²		_
	辟南の位置の制	1 20m以下				道路境界線及び隣地 境界線までの距離は1 m以上とする。	舞岡上郷線の境界線までの距離は2m以上での距離は1m以上とする。	、その他の境界線ま	_
	建築物の高さの 最高限度				2 7.5m+0.6L以下(L=前面道路の中心 線又は隣地境界線までの真北水平距離) 3 5m+0.6L'以下(L'=北側が一低	1 10m以下 2 5 m+0.6L以下(L=前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北水平距離)			_
	建築物等の形態 意匠の制限				のものとする。 に適合ものとする。ただし、案内標識等に に限り設置可 置不可 分には設置不可 たり10㎡以内 たり10㎡以内、突出幅を2m以下 5m以下 可	1 周辺の環境の は と は と は と を と の の の の の の の の の の の の の の の の の	する。 2 屋外広告物は、次に掲げるものとする。 ただし、案内標識等についてはこの限りでない。 (1) 区域内の営業等に関するものに限り設置可 (2) 建築物の屋根又は屋上への設置不可 (3) 建築物の高さ5mを超える部分には設	2 地地観よ物こだ等の 作照物和の屋区区をうをとしに限建物明の上も外の外阻内設と、つり築に装生たの広景か害照置す案いで物附置息だと告観らし式しる内てな及属は環ザす物及のな広な。標はいびす、境イるはび景い告いた識こ。工る生にイるはび景い告いた識こ。工る生に	
	建築物の緑化率 の最低限度		100分の20	•		100分の15	100分の20	,,,	_
	垣又はさくの構造の制限	構 生垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。ただし、フェンスの基礎、門柱、門扉その他これらに類するものを			<u>-                                    </u>			_	
土地の利用に	樹林地、草地等 の保全に関する 事項				<u> </u>				計画図に、草内に、草内に緑地ののでは、緑地ののでは、緑地ののあるはない。
埧									1 - 5 - 5

4